#### 山梨県県民健康づくり実践状況調査業務委託契約書(案)

山梨県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、「山梨県県民健康づくり実践状況調査」について、次のとおり委託契約を締結する。

## (委託の内容)

- 第1条 甲は、次の事項についての業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は これを受託するものとする。
  - (1) 郵送による調査票配布、督促状発送(1回)、返信用封筒による回収
  - (2) 調査結果の集計と分析
  - (3)納品

#### (委託期間)

第2条 この契約による委託期間は、令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。

## (委託料)

第3条 委託料は、 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円) とする。

#### (委託料の支払)

- 第4条 乙は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出し、甲 の検収を受けた後に委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求の内容が正当であると認めたときは、請求を受けた日から 30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

# (前金払)

- 第5条 乙は、この契約の締結後、甲に対し、委託料の30%以内の額を前金払として 請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときはその日から14日以内に乙に支払うものとする。

#### (契約保証金)

第6条 甲は、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則という。」第109条の2第7号の規定により、契約保証金を免除するものとする。

# (支払遅延利息)

第7条 甲が、その責めに帰すべき事由により、第5条の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

#### (委託業務の実施方法)

第8条 乙は、別添「山梨県県民健康づくり実践状況調査業務委託仕様書」及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施するものとする。

#### (個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (目的外使用の禁止)

第10条 乙は、委託業務の内容及び結果を他の目的に使用し、または第三者の利用に 供してはならない。

#### (調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について随時調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

## (再委託の禁止)

第12条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (解除等)

- 第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたと認めたときは、この契約を解除 することができる。
  - (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないことが明白であるとき。
  - (2) 契約の履行について、乙に不正な行為があるとき。
  - (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
    - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
    - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方 が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を 締結した者
  - (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100 分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

#### (損害賠償)

第14条 乙は、この契約に規定する条項に違反したとき、又は乙の責めに帰すべき事由により甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

#### (契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

#### (契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、 各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 長崎 幸太郎 印

 $\angle$ 

#### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務(以下「本件受託業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報(以下「本件個人情報」という。)を取り扱って作業に従事する者(以下「作業従事者」という。)を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

- 第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
  - (1) この個人情報取扱特記事項の内容
  - (2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
  - (3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の 秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関し て知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若し くは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)によ り罰則が適用される場合があること。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

- 第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その事務所(所在地:
  - 。本条において「事務所」という。)以外の場所で本件個人情報を取り扱わない ものとする。
  - (1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。
  - (2) 乙が本件受託業務を行う上で事務所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。
- 2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する事務所から本件個人情報を持ち出 さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、 データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

- 第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。
  - (1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。
  - (2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

- (3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

(取得の制限)

- 第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を 取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。 (利用及び提供の制限)
- 第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(監查、調查等)

- 第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を調査するため必要があると認めると きは、実地の監査、調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。 (指示)
- 第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

- 第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故(本条において「事件等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、 契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表する ことにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるも のとする。